

東海旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則の一部改正（鉄道駅バリアフリー料金の設定に伴う改正）

現 行	改 正
(割引率) 第7条 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。  (以下略)	(割引率) 第7条 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。 <u>2 旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号）第66条の規定により鉄道駅バリアフリー料金を旅客運賃とあわせ収受する場合には、その合計額に対して前項の割引率を適用する。</u>  (以下略)

附則

この通達は、令和5年3月18日から施行する。